建築物等の解体等の作業に関するお知らせ（石綿レベル１・２）

労働安全衛生法第 88 条（労働安全衛生規則第 90 条）の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第 18 条の 17 の規定による作業実施の届出を行っております。
石綿障害予防規則第 3 条、大気汚染防止法第 18 条の 15 及び同法施行規則第 16 条の 4、さいたま市生活環境の保全に関する条例第 62 条の規定により、解体等工事及び特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事前調査終了年月日	年　月　日
解体等工事期間	年　月　日　～　年　月　日
特定粉じん排出等作業期間	年　月　日　～　年　月　日
届出年月日（さいたま市）	年　月　日
届出年月日（労働基準監督署）	年　月　日

発注者又は自主施工者

氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名）

住所

調査方法
□書面調査（主な書面の名称：　　）　□現場での目視調査　□分析調査
□その他（　　）
調査箇所
□建築物全体　□その他（　　）

事前調査結果の概要（建築物等の部分（階、部屋）における**使用箇所**、石綿含有建築材料の種類及び種類ごとの**使用面積**、判断根拠、石綿含有とみなす場合は「みなし」と記載する）

※対象建築物等が複数ある場合は建物名を明記する又は配置図を別紙にて掲示する等分かりやすく表記する

元請業者（工事の施工者かつ調査者）

氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名）

住所

現場責任者	氏名 TEL
石綿作業主任者	氏名

調査を行った者（分析等の実施者）

事前調査・試料採取を実施した者
氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名）

住所

分析を実施した者
氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名）

住所

石綿排出等作業の方法　□除去　□囲い込み　□封じ込め　□その他（　　）

□負圧隔離工法　□グローブバッグ工法　□ウォータージェット工法　□非石綿部での切断
□その他（　　）

石綿のばく露防止措置及び飛散防止対策の概要
□関係者以外の立入禁止　□湿潤化　□集じん・排気装置の設置　□保護具・保護衣の使用
□作業中の負圧確認　□敷地境界等での石綿の濃度測定
□自動測定器による集じん・排気装置出口での測定　□作業場内の清掃
□石綿含有建材の取り残しがないことの確認　□その他（　　）

備考

その他事項

調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された〇数字は、以下の判断根拠を表す
①目視　②設計図書　③分析
④材料製造者による証明　⑤材料の製造年月日

※本掲示は解体等工事が完了するまで掲示する